



令和 3 年 1 月 相談件数

605 件



(前 月 比 : ▲26 件)

(前年同月比 : ▲18 件)

掲載内容

- 令和 2 年度消費生活相談概要 (中間報告)
- 住宅の賃貸借契約のポイント
- ちばし消費者応援団 団体会員の活動紹介
- 消費者被害注意報

令和2年度 消費生活相談 概要

中間報告

令和 2 年 4～12 月に千葉市消費生活センターに寄せられた相談は **6,045** 件で、前年同期間と比較して **493** 件減少しました。これは、主にハガキによる架空請求などの相談が減少したものです。

また、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響で自宅にいる時間が長くなり、インターネット通販などに関する相談が増えています。

●相談の多かった商品・サービス

相談件数の上位は、1 位「商品一般」2 位「他の健康食品」3 位「保健衛生品その他」という結果になりました。

商品・サービス別相談件数 (上位 5 商品・サービス)

順位	令和2年度（4～12月）			令和元年度（年間）	
	商品・サービス名		件数	商品・サービス名	件数
1	商品一般	↘	546	商品一般	1,556
2	他の健康食品	↗	253	賃貸アパート	252
3	保健衛生品その他	↗	218	相談その他	250
4	役務その他サービス	↗	191	デジタルコンテンツ	231
5	賃貸アパート	→	174	役務その他サービス	211

※矢印は、前年同期間との比較による順位変動を表しています



用語解説

【商品一般】架空請求のハガキや、商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談。

【他の健康食品】サプリメントの定期購入など (主にネット通販に関する相談)

【保健衛生品その他】不織布マスク、除菌ウェットティッシュ、アルコール消毒液等

●新型コロナウイルスに係る消費生活相談の概要

順位	商品・サービス	件数
1 位	マスクの送り付けなど	177
2 位	特別定額給付金	34
3 位	ヨガ教室の休会費など	27
4 位	結婚式場のキャンセルなど	20
5 位	スポーツクラブの退会など	18
4 月～12 月		

今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、マスクに関する相談が多く寄せられました。例として「マスクの品不足に伴う価格高騰に関する相談」のほか「注文した覚えのないマスクが突然届いた」「ネットでマスクを注文したが商品が届かない」「粗悪品マスクが届いた」などインターネット通販に関する相談が多くみられました。

また、コロナ禍で「ヨガ教室が閉鎖されているが、休会費の請求に納得できない」「スポーツジムに通えないので退会したいが、退会違約金が高すぎる」といった相談や、「新型コロナウイルスの影響を考え結婚式場をキャンセルしたところ、高額なキャンセル料が発生した」などの相談がみられました。

ステップごとに
チェック！

住宅の賃貸借契約のポイント

契約前のポイント



物件を、自分の目でチェック！

物件を下見せず、インターネットなどの情報だけで決めるのは、トラブルの元です。住居の状況のほか、物件周辺の公共施設や環境、交通の便なども実際に見て確認しましょう。退去時の原状回復トラブルを避けるため、家主や管理会社と一緒に確認し、**入居前の汚れや傷みを写真に撮っておくことをおすすめします。**

重要事項説明書を確認！

契約前に仲介業者から、説明と併せて「重要事項説明書」が交付されます。 物件情報の他、解約に関する事項や敷金・礼金、更新料など、契約後にトラブルとなりやすい事項について記載されているので、確認が必須です。

入居中のポイント



契約内容に従った利用を！

契約内容に違反すると、貸主から契約を解除されることがあります。**契約内容を確認し、それに従った利用をしましょう。** また、借主の故意・過失などによる損傷の原状回復費用（右頁参照）は、借主負担となることが多いので、利用時から清掃や手入れを怠らないなど、注意を払うことが重要です。

退去時のポイント



原状回復費用の内訳を確認！

借主は退去時に「原状回復義務」を負います。借主がどこまで費用負担をするかは、基本的に**契約内容に従うことになります。** 退去時に貸主から送られる原状回復費用の見積書や敷金精算書を確認し、納得のいかない場合は、入居時の写真や契約書、「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）**」（※）などを参考に、交渉してみましょう。

※国土交通省が、賃貸住宅標準契約書の考え方、裁判例及び取引の実務等を考慮のうえ原状回復の費用負担のあり方について妥当と考えられる一般的な基準をガイドラインとして取りまとめたもの。

[原状回復](#) [ガイドライン](#) [検索](#)

●「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」における原状回復費用の負担者

賃貸人・賃借人の修繕分担表	貸主 負担	借主 負担
○日焼けなどによる畳やクロスの変色、フローリングの色落ち	○	
○（借主が通常の清掃をしていた場合）住居全体のハウスクリーニング	○	
○テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ	○	
○壁に貼ったポスターや絵画の跡	○	
○飼育ペットによる柱等のキズ、臭い		○
○賃借人が清掃・手入れを怠った結果発生した、汚れやカビ等		○

費用の算定、話し合いの参考にしてね。
交渉がうまくいかない時は消費生活センターへお電話ください！



ちばし消費者応援団



団体会員の 活動紹介



～ＪＡ千葉女性部協議会～



「ＪＡ女性部」は、おもに食や農業に関心のある女性が集まって活動する組織です。ＪＡ管内にお住まいの女性が、年齢や趣味をこえて楽しく、ワイワイとＪＡを拠点に活動しています。

『伝統料理の継承！～太巻き寿司作り講習会を開催～』

（令和２年１０月 千葉市消費生活センター 実験実習室にて実施しました。）

「太巻き寿司」は、古くから冠婚葬祭や集まりの時のごちそうとして受け継がれ、千葉の郷土料理を代表するものです。世代が変わり、作れる方が減少する中、私たちは料理教室を開催し、太巻き寿司作りの経験の少ない方々に、その技術を磨いてもらおうと取り組んでいます。通常の衛生対策に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、少人数で開催しました。

作成した図柄は、海苔巻きで作る「薔薇の花」と卵巻きの「パンダ」です。

講師の丁寧な指導のもと、野沢菜、山ごぼう、かんぴょう、紅しょうがなど、それぞれ「花びら」や「目」の部分を想像しながら下準備をしていきます。海苔、寿司飯、具材を巻き、完成した太巻き寿司の切り口を見て、参加者からは歓声と笑顔が広がりました。

「卵を焼くところから調理できてよかった」「今回の経験を踏まえて自分でも作れるように練習したい」「かわいいパンダができたのでまた作りたい」等の声が聞かれ、千葉県の伝統料理をもっと身近な存在に感じていただけたのではないかと思います。



消費者被害注意報 No. 94

簡単に高額収入を得られるという副業などの儲け話に注意！

「副業ですぐにお金が儲かる」などとうたい教材等の購入を持ちかけ、断っても借金させてまで強引に契約を迫る手口や、多額の金銭を支払わせるなどの被害が増えています。

事例 1



友人から「1 か月で 100 万円稼げる。儲かる仕組みを教える。」と言われ、50 万円の教材購入を勧められた。「お金がない」と断ったら、「みんな借金して購入している。儲かるのですぐ返済できる。」と言われ、貸金業者にはウソの年収額を記載して借金し契約した。教材を使って取引をしたが儲からず借金を背負い苦しい生活になった。

事例 2

投資会社の社員を名乗る男性から投資セミナーへの入会を勧誘され、自分も儲かると思い入会金を支払った。男性は「友人をこのセミナーに誘えば紹介料が入る。」と言っているが、儲け話の実態がよくわからないのでやめたい。キャンセルできるか。

消費者トラブル防止のために

簡単に高額収入を得られることはありません！

- 「お金がない」という断り方はやめ、「興味がない」「自分には不要」等と伝え、友人でもきっぱりと断りましょう。借金をする際、収入などの申告で、借入目的や年収についてウソをつくように言われても、絶対に耳を貸してはいけません。借金をさせてまで契約を迫る業者は悪質です。安易にクレジットカードでの高額決済や、借金をしてお金を支払うことはやめましょう。
- 契約の内容が想定していたものと異なる場合、トラブルになることがあります。「誰でも簡単に稼げます。」などと消費者に都合の良いことだけを強調する事業者には、特に注意が必要です。
- 言葉巧みに入会もしくは何らかの商品やサービスを購入するよう執ように勧誘して、その支払いを迫る事業者も存在するので、お金を支払う前にサービスの内容やその商品を書面等でしっかり確認しましょう。実態や仕組みが分からないときは契約してはいけません。なお、クーリング・オフすることができる場合があります。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL:043-207-3602 FAX:043-207-3111